

G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル

信頼できるAIの促進におけるデータ保護機関の役割に関する声明（仮訳）

2024年10月11日

1. 2023年6月の東京でのG7データ保護・プライバシー機関による行動計画の採択を受け、また、急速に技術が進化する状況下で、「信頼性を強化し、プライバシーを尊重する方法で、先端技術の開発及び利用の促進」¹をするというコミットメントを受け、我々G7データ保護・プライバシー機関（G7 DPA）²は、信頼できるAIの促進においてDPAが果たすべき役割について議論するために会合した。
2. 我々は、社会のあらゆる分野において、AI技術の活用が増大していること及び並外れた速度で機会が創出されていることを認識する。同時に、我々は、公的部門及び民間部門の双方において、AIが、特にプライバシー、データ保護並びにその他の基本的権利及び自由に対して、先例のない課題を提起していることに留意する。
3. したがって、我々は、G7デジタル・技術大臣会合閣僚宣言（於高崎。2023年4月29日及び30日）³に沿って、G7産業・技術・デジタル大臣会合閣僚宣言（於ヴェローナ及びトレント。2024年3月14日及び15日）⁴において、プライバシー及びデータ保護が認識されたことを歓迎する。同宣言は、G7諸国について以下のように述べるものである。
 - 「AIを含むデジタル技術が、プライバシーを含む人権の保護、個人情報保護（略）に対するリスクに関して、発展的かつ複雑な課題をもたらしていることを認識している」（ポイント7）
 - 特に公的部門において、「AIシステムの開発、導入及び利用は、（略）法の支配、適正手続、民主主義、プライバシーを含む人権を尊重し、個人情報（略）を保護しなけ

¹ G7 DPA 行動計画：https://www.ppc.go.jp/en/aboutus/roles/international/conference/g7rt_communique/

² G7 DPA ラウンドテーブルにおいては、5名の委員のうちの1名が、米国連邦取引委員会を代表した。

³ 特に、2023年4月30日に開催されたG7デジタル・技術大臣会合の閣僚宣言（ポイント12）に含まれた、「規制及び技術協力を強化することを決意するとともに、（略）G7データ保護及びプライバシーのラウンドテーブル、（略）などでの、知識共有についての更なる協力を目指す」というコミットメントを参照：

https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/efdaf817-4962-442d-8b5d-9fa1215cb56a/f65a20b6/20230430_news_g7_results_00.pdf

⁴ G7産業・技術・デジタル大臣会合（於ヴェローナ及びトレント。2024年3月14日及び15日）閣僚宣言：
<https://www.g7italy.it/en/documents/>

ればならないことが、これまで以上に明らかになっている」（ポイント48及び附属書2）

- デジタルインフラを含め、デジタル政府サービスを開発、導入及び管理する場合には、「人権を尊重し、個人情報、（及び）プライバシー（略）を保護する安全で包摂的なアプローチを優先することを約束する」（ポイント55）

4. 我々は、G7閣僚宣言に明記された立場が、欧州委員会が設置した人工知能に関するハイレベル専門家グループの信頼できるAIのための倫理ガイドライン（2019年4月8日）⁵や、OECDの人工知能に関する理事会勧告（2019年5月22日）⁶において最初に認識されるなど、長期にわたるものであるだけでなく、以下を含む他の国際フォーラムにおいて広く支持されていることを強調する。

- G20 大阪サミットでの AI 原則（2019年6月）⁷、最近では G20 ニューデリー首脳宣言（2023年9月）⁸で再確認された。
- 国際連合教育科学文化機関による人工知能の倫理に関する勧告（UNESCO。2021年11月23日）⁹
- 「AI 安全性サミット」（於英国ブレッチリーパーク。2023年11月1日及び2日）¹⁰に出席した国々によって採択されたブレッチリー宣言は、現在、「安全、革新的で包摂的なAIのためのソウル宣言」¹¹においても賛同されている。

5. 我々は、特にプライバシー及びデータ保護の尊重に関して、上記の主要な政策メッセージが法的文書に移転されていることに留意する。これには、欧州評議会の人工知能と人権、

⁵ 欧州委員会が設置した人工知能に関する独立ハイレベル専門家グループ「信頼できるAIのための倫理ガイドライン」（2019年4月8日）：https://ec.europa.eu/newsroom/dae/document.cfm?doc_id=60419

⁶ OECDによる人工知能に関する理事会勧告（2019年5月22日初採択。2024年5月3日改正。）：<https://legalinstruments.oecd.org/en/instruments/OECD-LEGAL-0449>

⁷ G20大阪サミット AI 原則（2019年6月）：https://www.mofa.go.jp/policy/economy/g20_summit/osaka19/pdf/documents/en/annex_08.pdf

⁸ G20 ニューデリー首脳宣言（2023年9月9日）：https://www.mea.gov.in/bilateral-documents.htm?dtl/37084/G20_New_Delhi_Leaders_Declaration

⁹ 国連教育科学文化機関（UNESCO）によるAI倫理に関する勧告（2021年11月23日）：<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000381137>

¹⁰ ポリシーペーパー：「AI安全サミット出席国によるブレッチリー宣言」（2023年11月1日及び2日）<https://www.gov.uk/government/publications/ai-safety-summit-2023-the-bletchley-declaration/the-bletchley-declaration-by-countries-attending-the-ai-safety-summit-1-2-november-2023>

¹¹ 「安全、革新的で包摂的なAIのためのソウル宣言」AIソウルサミット2024（2024年5月21日）。特に、ポイント5の「我々は、世界最大の諸課題に対処するために人間中心のAIを活用し、民主主義的価値、法の支配、人権、基本的自由及びプライバシーを保護及び促進し、各国間及び各国内でのAIとデジタルの格差を埋め、それにより人間の幸福の前進に寄与し、並びに国連持続可能な開発目標の前進のためのものを含むAIの実践的な適用を支援するため、AIの安全性、革新性及び包摂性を前進させるための国際協力の強化を求める」：<https://www.industry.gov.au/publications/seoul-declaration-countries-attending-ai-seoul-summit-21-22-may-2024#seoul-declaration-1>

民主主義及び法の支配に関する枠組条約¹²、EUのAI法¹³、米国大統領の人工知能の安心、安全で信頼できる開発と利用に関する大統領令¹⁴が含まれる。

6. 生成AIを含む多くのAI技術は、個人データの処理に基づいており、それぞれの個人データを直接処理していなくても、自然人が不公平にステレオタイプ化され、偏見及び差別の対象となる可能性があることを我々は強調する。これはひいては、ディープフェイクや偽情報によって、より大きな社会的プロセスに影響を及ぼす可能性がある。その結果、データ保護及びプライバシーの権利を守る必要性は、これまで以上に重要になっている。
7. 我々は、G7 DPAの「生成AIに関する声明」（2023年6月21日）で指摘されているように、様々な法域がAIに特化した法律や政策の開発を続けているものの、現行のプライバシー及びデータ保護法が生成AI製品の開発や利用に適用されることを繰り返し述べる。¹⁵
8. 我々は、DPAが勧告、ガイドライン及び政策文書の作成並びに執行活動を通じて、AIに関する諸課題の検討と解決に多大な経験を有していることに留意する。これは、以下のような様々な国際フォーラムでの活動を通じて証明される。
 - 世界プライバシー会議で採択された決議及び声明、とりわけ、ビッグデータ¹⁶、AIにおける倫理及びデータ保護¹⁷、顔認識技術¹⁸、生成AIシステム並びにAI及び雇用¹⁹に関するもの
 - 情報通信分野におけるデータ保護に関する国際ワーキンググループで採択された、プ

¹² 欧州評議会の人工知能と人権、民主主義及び法の支配に関する枠組条約：<https://rm.coe.int/1680afae3c>

¹³ 人工知能に関して調和のとれた規則を定め、規則(EC)No 300/2008、(EU)No 167/2013、(EU)No 168/2013、(EU)2018/858、(EU)2018/1139及び(EU)2019/2144並びに指令2014/90/EU、(EU)2016/797及び(EU)2020/1828（人工知能法）を改正する欧州議会及び理事会規則(EU)2024/1689（2024年6月13日）：<https://eurlex.europa.eu/eli/reg/2024/1689/oj>

¹⁴ 人工知能の安心、安全で信頼できる開発と利用に関する大統領令：<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2023/10/30/executive-order-on-the-safe-secure-and-trustworthy-development-and-use-of-artificial-intelligence/>

¹⁵ G7 データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル 生成AIに関する声明（2023年6月21日）：https://www.ppc.go.jp/files/pdf/G7roundtable_202306_statement.pdf 第45回GPAクローズドセッション 生成AIシステムに関する決議（2023年10月20日）も参照：<https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2023/10/5.-Resolution-on-Generative-AI-Systems-101023.pdf>

¹⁶ 第36回国際会議（於フォートバラクラバ（モーリシャス）。2014年。）で採択：<https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2015/02/Resolution-Big-Data.pdf>

¹⁷ AIにおける倫理及びデータ保護に関する宣言（2018年10月23日）：https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2018/10/20180922_ICDPPC-40th_AI-Declaration_ADOPTED.pdf

¹⁸ 顔認証技術に関する決議（2020年10月）：<https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2020/10/FINAL-GPA-Resolution-on-Facial-Recognition-Technology-EN.pdf>

¹⁹ 第45回世界プライバシー会議（於ハミルトン（バミューダ）。2023年。）にて採択：<https://globalprivacyassembly.org/document-archive/adopted-resolutions/>

ライバシー、人工知能²⁰、「スマート都市」²¹及び大規模言語モデルに関するワーキングペーパー

- フランス語圏個人情報保護協会（AFAPDP）で採択された、人工知能の開発支援に関する決議²²
- イベロアメリカデータ保護ネットワークで採択された、AIにおけるデータの取扱いに関する一般勧告²³
- アジア太平洋プライバシー機関（APPA）で報告された現在進行中の議論²⁴

9. AI技術の複雑性は、しばしば個人データの広範な収集と高度なアルゴリズムシステムを伴うことから、DPAがデータ保護における専門知識を活用してプライバシー及び倫理基準を守ることで、AIガバナンスにおいてキーパーソンとなってきていることを我々は認識している。DPAの役割は、真に「信頼できる」AI技術を育成し、責任を持って開発及び利用されるようにする上で極めて重要である。その豊富な経験を生かし、協働することで、DPAはAIの複雑な問題に対処し、人権を尊重しつつ、これらの技術の合法的な開発と展開を促進することができる。²⁵

10. より正確には、英国G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル（2021年9月7日及び8日）のコミュニケで強調されたように²⁶、データ保護の基本原則が、設計の段階からAI技術に組み込まれなければならないのと同様に、DPAもまた、設計の段階からAI技術に関連して構築されるガバナンスに含まれなければならない。

²⁰ 第64回会合（於クイーンズタウン（ニュージーランド））。2018年11月29日及び30日）で採択：

https://www.bfdi.bund.de/SharedDocs/Downloads/EN/Berlin-Group/20181130_WP_Artificial-Intelligence.html?nn=355094

²¹ 第70回会合（2022年11月29日及び30日）で採択。第71回会合（2023年6月7日及び8日）前に書面手続：

https://www.bfdi.bund.de/SharedDocs/Downloads/EN/Berlin-Group/20230608_WP-Smart-Cities.pdf?__blob=publicationFile&v=3

²² 第11回AFAPDP総会（於ガマル（チュニジア））で採択（2017年9月5日）：https://www.afapdp.org/wp-content/uploads/2018/06/AG2017_4_Resolution-intelligence-artificielle.pdf

²³ （於ナウカルブンデフアレス（メキシコ））で採択（2019年6月21日）：

<https://www.redipd.org/sites/default/files/2020-02/guia-recomendaciones-generales-tratamiento-datos-ia.pdf>

²⁴ 第61回APPAフォーラムコミュニケ（2024年6月19日及び20日）：

<https://www.appaforum.org/forums/communiques/the-61st-appa-forum-hosted-by-the-office-of-the-information-and-privacy-commissioner-for-british-columbia/>

²⁵ 欧州データ保護会議の、「AI法の枠組みにおけるデータ保護当局の役割に関する声明3/2024」（2024年7月16日）

においても認められる：https://www.edpb.europa.eu/system/files/2024-07/edpb_statement_202403_dpasroleaiact_en.pdf

²⁶ G7 DPAは「AIの将来的なガバナンスにおいてデータ保護・プライバシー機関が果たすべき中心的な役割」を提唱した。同様に、G7 DPAのコミュニケ「信頼性のある自由なデータ流通の促進及び国際データスペースの展望に関する知識の共有」（於ボン。2022年9月8日）のポイント42も参照：

https://www.bfdi.bund.de/SharedDocs/Downloads/EN/G7/Communique-2022.pdf?__blob=publicationFile&v=1

11. この点に関して、我々G7 DPAが、それぞれの法域で実施されているデータ保護原則を適用することにより、そして適切な場合には地域レベルで協調して活動することにより、以下の点を含めて、AI技術が個人の権利に及ぼす影響を様々な観点から評価するための重要な経験と専門性を既に得ていることに留意する。
- AI技術における個人情報の処理を監督すること。例えば、こどもに対する操作的で詐欺的なAIツールの使用、AI補助による顔識別、脱税対策、職場及び従業員の個人情報の取扱い、教育、生成AI等。
 - 利害関係者との関わり並びに報告書、ディスカッションペーパー及びブログ投稿の作成を通じて、技術開発を監視すること。
 - AI技術に関する一般的又は分野別規制の導入につながる様々な立法措置に関する意見書を作成すること。
 - 一般的な関心事項に関する情報を提供すること並びにAI技術を利用しようとする公的部門及び民間部門に情報提供するためのガイドラインを公表すること。
 - 通常他の規制当局と協力しながら、国家又は地域レベルで設立された規制のサンドボックスの範囲内において活動すること。
 - AI技術のプロバイダーに対し、AIモデルの開発及び導入の様々な段階において、個人情報がかどのように利用されるのかを決定することについての遵守活動を実施すること。
12. さらに、DPAは完全に独立して行動することを強調する。これはAI技術開発の責任ある効率的なガバナンスを保証する上で重要である。この独立性は、決定が公平であり、基本的権利の保護に重点を置き、そして外部からの影響を受けないことを保証し、それゆえAI技術の倫理的で透明性の高い開発及び利用が促進される。
13. 我々は、AIが進化を続ける状況について責任を持って乗り切るために必要な知識を個人や組織に身につけさせるためには、教育が重要であることに強く同意する。この枠組みの中で、我々は、DPAが、公的及び民間の利害関係者との継続的な関与を通じて、AI技術に対する普及啓発及び理解を促進する上で顕著な役割を果たすことを強調する。
14. AI技術が進化し続ける中、社会全体に利益をもたらす信頼できるAIエコシステムを構築するためには、DPA間の協力が不可欠であることを我々は認識する。したがって、我々は、AIのグローバルな側面から、異なる法域にまたがるDPAのより強力な協調が必要であると認識する。

15. 2023年G7 DPAのコミュニケ「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の具体化と規制協力の強化に向けて」²⁷で想起されたとおり、我々は、高水準のデータ保護及びプライバシーを確保しつつ、安全かつ信頼できる方法でイノベーションの促進を継続し、信頼できるAIの安全かつ信頼できる開発、導入及び利用を進めるために協力するとのコミットメントを確認する。我々は、自由、民主主義、人権及び法の支配等の、我々が共有し、密接につながった基本的価値観及び原則を確認し、これらの価値観が我々の協力の中核となることを確保する。

16. さらに、DPAの独立を損なうことなく、AI技術により引き起こされる多面的な課題に対処するため、競争、電気通信、消費者保護及びその他関連所轄官庁を含む様々な規制当局との連携及び協力の重要性を我々は認識する。²⁸我々は、DPAが他の当局や所轄機関と最前線で緊密に働く協調的なアプローチが、基本的権利を擁護しつつ、信頼できるAI技術のリスクを効果的に管理し、利益を活用できる全体的なガバナンスの枠組みを保証すると確信している。

17. そのため、我々は、政策立案者と規制当局に対し、我々の社会が、本声明に概説されているような、信頼できるAI開発によってもたらされる新たな、非常に厳しい課題に適切に取り組むことができるようにするために、DPAが、適切な人的及び財政的資源を利用可能となるよう呼びかける。

18. 以上の全てを考慮し、信頼できるAIという目的を達成するために、我々は、以下のことを認識するように求める。

- DPAはデフォルトで人間中心である： DPAは既に人権及び個人の保護をその活動の中心に据えている。データ保護は、データの処理に関連する人々の権利及び自由を保護しようとするものであり、これにはAI技術におけるものも含まれる。
- 多くのデータ保護の包括的原則は、より広範なAIガバナンスの枠組みに転用することができる： 公平性、説明責任、透明性及び安全性は、AIガバナンスの観点で議論される原則であるだけでなく、多くのDPAが既に運用している原則でもある。
- DPAはAIの中核的要素を監督する： 個人データは、生成AIのようなアプリケーションの内部を含むAI開発の中核に位置する。AI技術の責任ある開発及び導入を保証することにおいて、DPAの役割は極めて重要であり、多くのDPAはこの役割に多くの経験を有する。

²⁷ 2023年6月の2023 G7 DPA コミュニケ「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）の具体化と規制協力の強化に向けて」：https://www.ppc.go.jp/en/aboutus/roles/international/conference/g7rt_communique/

²⁸ デジタル規制協力フォーラムにおける英国の経験：<https://ico.org.uk/about-the-ico/what-we-do/digital-regulation-cooperation-forum>

- DPAは問題の根源での対処を促進することができる： DPAは、AIを上流（どのように開発されるか）と下流（どのように導入されるか）の両方の文脈で検討することにより、組織的な問題に発展する前に、AIの問題を特定し、対処することを促進できる。つまり、DPAは、技術が大規模に導入される前に、問題の根源で対処する能力を既に備えている。
- DPAは経験を有している： DPAは既にデータに基づく処理に関する豊富な経験を有しており、この経験を活かして思慮深く効率的にAIに対処することができる。